

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 5 月15日
【会社名】	日本アンテナ株式会社
【英訳名】	NIPPON ANTENNA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 瀧澤 功一
【本店の所在の場所】	東京都荒川区西尾久七丁目49番 8 号
【電話番号】	03 (3893) 5221 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 清水 重三
【最寄りの連絡場所】	東京都荒川区西尾久七丁目49番 8 号
【電話番号】	03 (3893) 5221 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 清水 重三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2024年4月25日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第11号、第12号及び第19号の規定に基づき提出した記載事項に変更が生じたので、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

1．特定子会社の異動（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

(3)当該異動の理由及びその年月日

2．債権の取立不能又は取立遅延に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号に基づく報告）

(4)当該事実が当社の業績に及ぼす影響

3．当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく報告）

(3)当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

3【訂正内容】

訂正内容には下線を付しております。

1．特定子会社の異動（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

(3)当該異動の理由及びその年月日

（訂正前）

異動の年月日：2024年4月30日（予定）

（訂正後）

異動の年月日：2024年4月30日

2．債権の取立不能又は取立遅延に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号に基づく報告）

(4)当該事実が当社の業績に及ぼす影響

（訂正前）

2024年3月期個別決算において1,148百万円の債権放棄損を特別損失として計上する見込みですが、連結決算に与える影響につきましては現在精査中です。

（訂正後）

「3．当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（3）当該事象の損益及び連結損益に与える影響額」に記載のとおりです。

3．当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく報告）

(3)当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

（訂正前）

当該持分の譲渡及び債権放棄について、2024年3月期個別決算において約2,800百万円の出資持分の減損損失及び債権放棄損を特別損失として計上する見込みですが、2024年3月期決算へ与える影響につきましては、持分譲渡損等のその他の要因も含めて現在精査中であり、今後開示すべき事項が判明しましたら速やかに開示いたします。なお、出資持分の減損損失につきましては、連結決算においては相殺消去されることから、2024年3月期連結決算に与える影響はございません。

（訂正後）

当該持分の譲渡及び債権放棄について、2024年3月期の連結決算に957百万円、個別決算に2,799百万円の関係会社整理損を特別損失として計上いたしました。なお、出資持分の減損損失につきましては、連結決算においては相殺消去されることから、2024年3月期連結決算に与える影響はございません。